

住宅などの

地震対策

問 建築課 (☎62-1021) ID 1003810

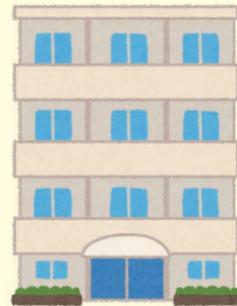
非木造住宅

耐震診断費補助

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅
- ②分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額

- 共同住宅など** 対象経費の3分の2 (上限120万円)
(避難道路沿道の場合、上限140万円)
- 戸建住宅** 対象経費の3分の2 (上限86,000円)
(避難道路沿道の場合、上限10万円)



耐震改修費補助

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅 (1,000㎡未満または地上2階以下)
- ②分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額

- 対象経費の5分の4 (上限500万円)
(避難道路沿道の場合、上限600万円)



緊急輸送道路等沿道建造物

耐震診断費補助

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手された緊急輸送道路等沿道の建物
- ②規定の高さを超えるもの

補助金額

- 対象経費の3分の2 (上限180万円)

耐震改修費等補助

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手された緊急輸送道路等沿道の建物
- ②規定の高さを超えるもの ③耐震改修工事または除却

補助金額

- 対象経費の5分の2 (上限1892万円)
[第一次緊急輸送道路の場合
対象経費の3分の2]

その他

ブロック塀等撤去工事費補助

- ①道路や公共施設の敷地に面するブロック塀などを撤去する工事
- ②道路から1m以上の高さのもの
- ③コンクリートブロック・レンガ・大谷石などでできたもの



補助金額

- 撤去費用と塀の長さ×1万円のうち、少ない方の額×2分の1 (上限10万円)
(通学路または緊急輸送道路などの沿道の場合、少ない方の額×4分の3 (上限15万円))

平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震などの大地震が各地で発生しています。近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。自らの生命・財産などを守るための、市の補助制度を活用して、住宅などの耐震化を進めてください。

補助金の交付を受けるには、工事着手前に申請手続が必要です。
※各種補助金の申請方法は、建築課へ問い合わせてください。



木造住宅

耐震診断

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手された木造で、平屋または2階建ての建物
- ②建物の用途が戸建住宅・併用住宅*・長屋・共同住宅であること
- ③現在、居住している建物
- *住宅以外の部分が2分の1未満であること



診断無料

耐震改修費補助

診断値を次のようにする改修工事

- ①0.7未満→1.0以上
- ②0.7以上1.0未満→0.3以上加算
- ③1.0以上1.5未満→1.5以上

補助金額

- 耐震改修費で
上限120万円
[避難道路沿道の場合
上限140万円]

段階的耐震改修費補助

全体改修

- ①診断値が0.4以下の建物
- ②2段階で1.0以上にする改修工事
- 1段階目** 0.4以下→0.7以上1.0未満
- 2段階目** 1段階目実施後→1.0以上

階別改修

- ①診断値が1.0以下の建物
- ②1段階目で1階部分、2段階目で建物全体を改修する工事
- 1段階目** 1.0以下→1階を1.0以上
- 2段階目** 1段階目
→建物全体で1.0以上
かつ0.3以上加算

補助金額

- 耐震改修費で1・2段階目とも上限60万円

簡易耐震改修費補助

- ①診断値が0.7未満の建物
- ②診断値を次のようにする改修工事
0.7未満→0.7以上1.0未満

補助金額

- 耐震改修費で
上限30万円

取壊し工事費補助

- ①診断値が1.0未満の建物
- ②対象の建物全てを取壊す工事

補助金額

- 取壊し費用で
上限20万円

耐震シェルター設置費補助

- ①診断値が1.0未満の建物
- ②障害者または高齢者(65歳以上)が使用するもの



補助金額

- 耐震シェルター設置費用で
上限30万円